『外国人受入れの基本的な在り方に関する基本方針策定に向けた意見書』

日本労働組合総連合会
総合政策推進局長　菅村　裕子

外国人の受入れを検討するに際しては、地域における多文化共生等の施策を併せて実施し、日本人と外国人が安心して安全に生活できる環境整備が不可欠であると考えます。

外国人労働者は、職場を離れれば地域における一生活者でもあります。連合は働く者の立場から、多文化共生社会の実現に必要な施策に関して、下記のとおり意見を申し述べます。

記

〇外国人の生活に必要な日本語等の教育と地域のサポート体制について

- 「日本語・生活学習プログラム」の検討においては、一部の EU 諸国を参考にしながら、日本語のみならず、日本の法律や文化・習慣等の学習を外国人に義務付けることが必要である。
- 外国人の集住地域であるか等により、地域におけるサポート体制には違いがあることから、プログラム受講後も含めた外国人に対するサポート体制の構築については、国が責任を持って支援すべきである。あわせて、多文化共生に向けた日本人に対する啓発など、総合的・継続的な施策として実施すべきである。
- 「登録日本語教員」の国家資格化により質の確保が期待される一方で、教員の処遇改善は十分に進んでおらず、地域によっては担い手不足が懸念される。日本で暮らす外国人の学習ニーズに対応できるよう、日本語教員の確保・育成と処遇改善を一体的に進めるとともに、教育体制の整備を図ることが必要である。

〇外国人労働者受入れにおける業所管省庁・企業の責任について

- 外国人労働者の受入れについては、人手不足への対応の観点から、受入れ労働者数ありきで議論・推進されてきたが、十分なコミュニケーションがとれないこと等により、同じ現場で働く日本人労働者に負荷がかかる事例も少なくない。受入れを検討するにあたっては、受け入れる現場の実態も踏まえた検討を行うべきである。
- 受入れ後の支援に関し、現場の日本人労働者に任せきりになっている実態があることから、生活面も含めた支援の在り方について、多言語対応可能な専門の担当者の配置や外部支援の活用など、現場の負荷を低減する施策を検討するとともに、好事例の横展開を図るべきである。
- 外国人労働者の受入れに伴い、自治体においては、地域の日本語教室の開設や

多言語による情報提供、住まいの確保、地域住民との調整など、生活環境の整備に向けた支援を実施している事例が多い。こうした「受入れに伴う社会的コスト」は、受益者負担の観点から、労働者として受入れている企業を中心とし、受入れを推進している業界団体・業所管省庁において応分の財政的負担をすべきである。

以　上